

# グループ補助金交付申請記載方法

## 1 グループ補助金交付申請書

(記載例)

別記第1号様式 (第6条関係)

平成30年度愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付申請書

平成30年〇月〇日

愛媛県知事 〇〇 〇〇 様

(申請者)

住 所 \*\*市△△町〇-〇

名称(氏名) 愛媛県庁株式会社

代表者職氏名 代表取締役 愛媛 一郎 印

平成30年度において、愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を下記により実施したいので、愛媛県補助金等交付規則第4条の規定により愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、補助事業計画書及び関係書類においては、不正や偽造がないことを申し添えます。

記

- 1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
  - (1) 補助事業に要する経費 金 100,000,000 円
  - (2) 補助金交付申請額 金 39,000,000 円 (千円未満切り捨て)
- 2 補助事業の目的及び概要  
(別紙「補助事業計画書」のとおり)
- 3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分  
(別紙「補助事業計画書」のとおり)
- 4 補助事業完了予定期日  
平成31年 3月21日

グループ名 : 「〇〇〇〇〇復興グループ」  
認定番号 : 「33」

## ～記載事項～

「(申請者)住所」

→ 法人登記、または、住民票と一致するように記載してください。

「(申請者)名称(氏名)」

→ 法人は法人名、個人事業者は屋号を記載してください。屋号がない場合は、氏名を記載してください。

「(申請者)代表者職氏名」

→ 法人はその代表者の職名・氏名を記載してください。個人事業者は「名称(氏名)」欄に屋号を記載した場合は、事業主の氏名(職名があれば、職名も)を記載してください。「名称(氏名)」欄に氏名を記載している場合は、記載不要です。

「年度」

→ 該当する年度を記載してください。(記載か所は標題と本文の2か所あります)

「知事名」

→ 現在の県知事名(フルネーム)を記載してください。

「申請日」

→ 申請書提出日を記載してください。

「1(1)補助事業に要する経費」

→ 補助事業計画書「2 事業の全体概要」下部の「補助事業に要する経費①」の合計額を記載してください。

「1(2)補助金交付申請額」

→ 補助事業計画書「2 事業の全体概要」下部の「調整後補助金額⑥」の合計額を記載してください。

「4 補助事業完了予定期日」

→ 申請の施設・設備の工期(納期)のうち、補助事業計画書に記載した最も遅い期日を記載してください。

「グループ名」「認定番号」

→ グループ認定時のグループ名及び認定番号を記載してください。

※押印する印鑑は、法人の場合は登記された代表者印、個人の場合は認め印でも結構です。

※押印した印鑑は、最終的に補助金の請求を行う際に押印する必要があります。特に個人の場合は、印鑑を紛失されないようご注意ください。

## 2 補助事業計画書

### 《1 事業者の概要》

「事業者名（ふりがな）」「番号法による法人番号」「所在地（住所）」「代表者の職名・氏名」

→ 各欄、法人登記や番号指定通知、住民票と一致するように記載してください。

「業種」

→ 中小企業基本法上の類型により、「卸売業」「小売業」「サービス業」「製造業その他」のいずれかを記載してください。どの業種にあたるか不明な場合はご相談ください。

※日本標準産業分類上の分類から判断してください。

第13回改定（平成26年4月1日施行）	
中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（飲食品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業）
小売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（繊維・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類791（旅行業）は除く 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス事業） 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）
製造業その他	上記以外の全て

「事業内容」

→ 具体的な事業内容を記載してください。

「従業員数」

→ 常時使用する従業員数を記載してください。正社員のみ的人数ではありません。一般的には、パート・アルバイトを含む人数を記載します。

「資本金又は出資金」

→ 法人登記、または、決算書から転記してください。個人は記載不要です。

※法人形態により、どの金額を記載するか不明な場合はご相談ください。

「事業者区分」

- 補助率が3/4以内となる場合は中小企業者にチェックしてください。それ以外の場合は、適宜、区分に応じてチェックしてください。

●中小企業者

業 種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他の業種	300人以下又は3億円以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下又は3億円以下
卸 売 業	100人以下又は1億円以下
小 売 業	50人以下又は5,000万円以下
サービス業	100人以下又は5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下又は3億円以下
旅 館 業	200人以下又は5,000万円以下

●中堅企業

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者

●大企業

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円以上の事業者

●みなし大企業（みなし中堅企業）

以下のいずれかに該当する企業は、みなし大企業（みなし中堅企業）となります。

- ①発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中堅企業）が所有している事業者
- ②発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業（中堅企業）が所有している事業者
- ③大企業（中堅企業）の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める事業者

33

「連絡先」

- 交付申請について、内容が分かる担当者の連絡先を記載してください。行政書士等に申請代行を依頼している場合も申請者の担当連絡先を必ず記載してください。  
※行政書士等の代行者の連絡先を併記することは問題ありません。

《2 事業の全体概要》

「グループの種類」

- 構成員となっているグループの種類にチェックしてください。

「事業実施場所」

- 事業を実施する場所（復旧工事の施工場所）のか所数と所在地を記載してください。  
※同一敷地内で複数力所の工事を実施する場合は、1か所とします。  
※複数か所となる場合は、代表的な所在地を記載してください。

「復旧計画の概要」

- 移転の有無についてチェックしてください。移転がある場合、概要欄に移転理由も記載してください。
- 新分野事業の該当有無についてチェックしてください。

- 概要欄は、施設・設備についてどのような復旧工事を計画しているのか、具体的に記載してください。本様式に記載しきれない場合は「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載しても結構です。

#### 「事業費区分」

- 「施設費」「設備費」「新分野事業費」「商業機能復旧事業費」の各区分、それぞれ「補助事業に要する経費①」は区分ごとの見積金額（税抜）の合計、「調整後補助対象金額⑤」は火災保険との調整後の補助対象金額の区分ごとの合計を記載します。「調整後補助金額⑥」は補助金額の区分ごとの合計を記載します。
  - ※「施設費」の各欄は、「3（1）－イ 施設の事業費（新分野事業以外）」の各欄合計額と一致します。
  - ※「設備費」の各欄は、「3（2）－イ 設備の事業費（新分野事業以外）」の各欄合計額と一致します。
  - ※「新分野事業費」の各欄は、「3（1）－エ 施設の事業費【新分野事業】」と「3（2）－エ 設備の事業費【新分野事業】」の各欄を合計した額と一致します。
- 「調整後補助金額」の合計欄のみ、千円未満を切り捨てます。

### 《3 復旧整備の内容（1）－ア 施設》 ※（1）－ウ 施設【新分野事業】も同様です。

#### 「認定時の記号」

- 認定時の記号は、事業者別復興事業計画書のアルファベットを記載してください。

#### 「整備区分」

- 該当する整備区分にチェックしてください。

#### 「施設名」（従前・新とも）

- 施設の名称を記載してください。

#### 「所在地」（従前・新とも）

- 登記の所在地、または、住居表示で記載してください。「利用状況表の所在地」と一致します。

#### 「土地の権利関係」（従前・新とも）

- 自己所有地の場合、所有権にチェックしてください。それ以外の場合は「借地ほか」にチェックしてください。

#### 「種類・構造」（従前・新とも）

- 登記の構造欄から転記してください。登記内容が実際の構造を反映していない場合は実際の構造を記載してください。「利用状況表の構造欄」と一致します。

#### 「用途」（従前・新とも）

- 事務所、倉庫、店舗、商業ビルなど、施設全体の用途欄を記載してください。「利用状況表の用途」と一致します。

#### 「階数」（従前・新とも）

- 地上 ○階、地下 ○階と記載してください。地階がない場合は「なし」と記載してください。「利用状況表の階数」と一致します。

「延床面積」（従前・新とも）

- 登記の各階床面積の合計を記載してください。登記面積が実態を反映していない場合は、実測の延床面積を記載してください。「利用状況表の延床面積」と一致します。

「従前施設の被災状況」

- 各証明書の有無、該当する被災判定にチェックしてください。証明書が全て無は不可です。

「工期」

- 予定工期（納期）を記載してください。  
※工期の完了日は、3月21日までの期日にしてください。

≪（１）－イ 施設の事業費≫ ※（１）－エ 施設の事業費【新分野事業】も同様です。

「認定時の記号」、「施設の名称」

- （１）－ア（新分野事業は（１）－ウ）から転記してください。

「補助事業に要する経費①」

- 別紙「見積書一覧表」の「見積額（税抜）」と一致します。また、新分野事業の場合は、別紙「新分野事業に係る経費の比較表」の実際に行う工事 A の「見積額（税抜）」とも一致します。

「補助対象経費②」

- 別紙「見積書一覧表」の「（A）のうち補助対象額」と一致します。  
なお、新分野事業の場合は、別紙「新分野事業に係る経費の比較表」の「採用する補助対象経費」（実際に行う工事 A または原状回復工事 B のいずれか低い方の額）を記載してください。

「受領保険金額③」

- 対象施設に対して受領した保険金額（税抜）を記載してください。  
※施設ごとに受領保険金額が分けられない場合は、セルを結合して記載してください。
- 火災保険金等の受領がない場合は、この欄に「該当なし」と記載してください。

「補助対象に係る受領保険金額④」

- 火災保険金等の受領がない場合は、「0」と記載してください。  
※施設ごとに受領保険金額が分けられない場合は、セルを結合して記載してください。

「調整後補助対象金額⑤」

- 「補助対象経費②」から「補助対象に係る受領保険金額④」を減算して算出します。

「調整後補助金額⑥」

- 「調整後補助対象金額⑤」に「補助率」を乗じて算出します。

「調整後自己負担額⑦」

- 「補助事業に要する経費①」から「補助対象に係る受領保険金額④」及び「調整後補助金額⑥」を減算して算出します。

≪（２）－ア 設備≫ ※（２）－ウ 設備【新分野事業】も同様です。

「認定時の記号・No.」

- 認定時の記号・No.は、事業者別復興事業計画書のアルファベット・数字を記載してください。

「従前（新）設備の名称（規格・型式）」

- 設備の名称を記載してください。規格・型式は、従前設備は固定（償却）資産台帳、新設備は見積書と一致するように記載してください。
- 従前設備の型式が不明な場合は、不明と記載してください。

「台数」

- 復旧整備する設備の台数を記載してください。  
※認定した台数を超えないこと。

「整備区分」

- 該当する区分にチェックしてください。

「工期納期」

- 予定の工期（納期）を記載してください。  
※工期の完了日は、3月21日までの期日になしてください。

「設置場所」

- 施設内の設置の場合は、施設名及び室名を施設外にある場合は所在地を記載してください。  
※設備が複数台ある場合で、同一敷地内ではない場合は、全ての設置場所を記載してください。  
この場合、欄内に記載できないときは別紙として差支えありません。

≪（２）－イ 設備の事業費≫ ※（２）－エ 設備の事業費【新分野事業】も同様です。

「認定時の記号・No.」、「設備の名称」

- （２）－ア（新分野事業は（２）－ウ）から転記してください。

「補助事業に要する経費①」

- 別紙「見積書一覧表」の「見積額（税抜）」と一致します。また、新分野事業の場合は、別紙「新分野事業に係る経費の比較表」の実際に行う工事Aの「見積額（税抜）」とも一致します。

「補助対象経費②」

- 別紙「見積書一覧表」の「Aのうち補助対象額」と一致します。  
なお、新分野事業の場合は、別紙「新分野事業に係る経費の比較表」の「採用する補助対象経費」（実際に行う工事Aまたは原状回復工事Bのいずれか低い方の額）を記載してください。

「受領保険金額③」

- 対象設備に対して受領した保険金額（税抜）を記載してください。  
※設備ごとに受領保険金額が分けられない場合は、セルを結合して記載してください。
- 火災保険金等の受領がない場合は、この欄に「該当なし」と記載してください。

「補助対象に係る受領保険金額④」

- 火災保険金等の受領がない場合は、「0」と記載してください。  
※設備ごとに受領保険金額が分けられない場合は、セルを結合して記載してください。

「調整後補助対象金額⑤」

- 「補助対象経費②」から「補助対象に係る受領保険金額④」を減算して算出します。

「調整後補助金額⑥」

- 「調整後補助対象金額⑤」に「補助率」を乗じて算出します。

「調整後自己負担額⑦」

- 「補助事業に要する経費①」から「補助対象に係る受領保険金額④」及び「調整後補助金額⑥」を減算して算出します。

#### ◀ (3) 商業機能の復旧促進のための事業（商店街型の場合のみ） ▶

商業機能復旧促進事業は、類型が商店街型のみ該当します。共同店舗やアーケード等を新たに整備する場合に記載します。

※商店街型であっても自己の店舗等の復旧は本頁ではなく、施設・設備の方に記載してください。

※(1)ーア施設、(1)ーイ施設の事業費と同様に記載してください。

#### ◀ (4) 施設・設備ごとの受領保険金額の内訳がない火災保険 ▶

「認定時の記号・No.」「従前（新）施設・設備の名称」

- (1)ア、ウおよび(2)ア、ウ（商店街型は(3)アも含む）から全て転記してください。

「補助事業に要する経費①」

- 別紙「見積書一覧表」の「見積額（税抜）」と一致します。また、新分野事業の場合は、別紙「新分野事業に係る経費の比較表」の実際に行う工事Aの「見積額（税抜）」とも一致します。

「補助対象経費②」

- 別紙「見積書一覧表」の「(A)のうち補助対象額」と一致します。  
なお、新分野事業の場合は、別紙「新分野事業に係る経費の比較表」の「採用する補助対象経費」（実際に行う工事Aまたは原状回復工事Bのいずれか低い方の額）を記載してください

「受領保険金額③」

- 対象施設・設備に対して受領した保険金額（税抜）を記載してください。  
※施設・設備ごとに受領保険金額が分けられない場合は、セルを結合して記載してください。
- 火災保険金等の受領がない場合は、この欄に「該当なし」と記載してください。

「補助対象に係る受領保険金額④」

- 火災保険金等の受領がない場合は、「0」と記載してください。  
※施設・設備ごとに受領保険金額が分けられない場合は、セルを結合して記載してください。

「調整後補助対象金額⑤」

- 「補助対象経費②」から「補助対象に係る受領保険金額④」を減算して算出します。

「調整後補助金額⑥」

- 「調整後補助対象金額⑤」に「補助率」を乗じて算出します。

「調整後自己負担額⑦」

- 「補助事業に要する経費①」から「補助対象に係る受領保険金額④」及び「調整後補助金額⑥」を減算して算出します。



## 《事業費集計表》

※上表（４）により、事業費区分ごとに集計してください。

## 《４ 収支予算書》

### 【収入】

#### 「補助金」

→ 「２ 事業の全体概要」下部の「調整後補助金額⑥」の合計欄から転記します。

#### 「補助対象に係る受領保険金額」

→ ３（１）～（３）または３（４）の「補助対象に係る受領保険金額④」の合計額を加算して算出します。

#### 「自己負担額」

→ 「２ 事業の全体概要」下部の「補助事業に要する経費①」の合計欄から「補助金」及び「補助対象に係る受領保険金額」を減算して算出します。

#### 「内訳（自己資金）」

→ 自己負担額のうち、借入金以外で支払いを予定している金額を記載してください。

#### 「内訳（借入金）」

→ 自己負担額のうち、借入を予定している金額を記載してください。

#### 「合計（A）」

→ 「補助金額」と「補助対象に係る受領保険金額」と「自己負担額」を合計した金額です。

※「２ 事業の全体概要」下部の「補助事業に要する経費①」と一致します。

#### 「施設費」

→ 施設の復旧に係る見積金額（税抜）の合計額を記載します。（新分野事業を除く）

※「２ 事業の全体概要」下部の施設費の「補助事業に要する経費①」の施設費と一致します。

#### 「設備費」

→ 設備の復旧に係る見積金額（税抜）の合計額を記載します。（新分野事業を除く）

※「２ 事業の全体概要」下部の設備費の「補助事業に要する経費①」の設備費と一致します。

#### 「【新分野事業】施設費」

→ 新分野事業のうち、施設の復旧に係る見積金額（税抜）の合計額を記載します。

※「新分野事業に係る経費の比較表」の実際に行う工事Aの「見積額（税抜）」の「施設計」と一致します。（宿舍整備事業を除く）

#### 「【新分野事業】設備費」

→ 新分野事業のうち、設備の復旧に係る見積金額（税抜）の合計額を記載します。

※「新分野事業に係る経費の比較表」の実際に行う工事Aの「見積額（税抜）」の「設備計」と一致します。

#### 「【新分野事業】宿舍整備事業」

→ 新分野事業のうち、宿舍整備事業に係る見積金額（税抜）の合計額を記載します。

「商業機能復旧事業」

→ 商業機能復旧事業に係る見積金額（税抜）の合計額を記載します。

※「2 事業の全体概要」下部の商業機能復旧事業費の「補助事業に要する経費①」の商業機能復旧事業費と一致します。

「合計（B）」

→ 支出の各事業費を合計した金額です。「合計（A）」と一致します。

「差し引き（A－B）」

→ 必ず「0」となります。

## 《5 株主等一覧表》

「株主等の名称」「所在地」

→ 株主（出資者）の名称（氏名）、所在地（住所）を記載してください。

「大企業」「中堅企業」

→ 株主等が大企業（中堅企業）に該当する場合は「○」、該当しない場合は「×」を記載してください。

「出資比率（%）」

→ 株主等の出資比率を記載してください。

※合計は100%となります。

## 《6 みなし大企業、または、みなし中堅企業の該当の確認》

内容欄の記載事項について、該当する場合は「はい」、該当しない場合は「いいえ」にチェックしてください。

## 《7 担保物件一覧表》 ※申請の全ての施設・設備について記載します。

「認定時の記号・No.」

→ 3で記載した施設の「認定時の記号」、設備の「認定時の記号・No.」を記載してください。

「施設名」「設備名」

→ 3で記載した「施設名・設備名」を記載してください。

「整備区分」

→ 該当区分にチェックしてください。各施設・設備について、3の整備区分と一致します。

「担保権設定状況」

→ 従前施設・設備及び新施設・設備の担保権設定状況についてチェックしてください。

「担保権の種類」

→ 設定済み、または、設定予定の場合、担保権の種類にチェックしてください。その他にチェックした場合は、（ ）に権利の名称を記載してください。